

令和 4 年 10 月 21 日

お客様各位

大阪協栄信用組合

## 電子交換所の設立に伴う代金取立手数料等の改定について

平素より大阪協栄信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび当組合では、電子交換所が設立されることに伴い、手数料を一部改定いたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、電子交換所についての詳細は別紙リーフレットをご覧ください

記

### 1. 代金取立手数料(1 件あたり・消費税込)

| 改定前        |               |     |       | 改定後               |                     |       |
|------------|---------------|-----|-------|-------------------|---------------------|-------|
| 当組合<br>本支店 | 自店宛・他店宛       |     | 0 円   | 電子交換<br>・<br>個別取立 | 当組合本支店<br>(自店宛・他店宛) | 0 円   |
| 他行宛        | 同一<br>手形交換地域内 |     | 420 円 |                   | 他行宛                 | 950 円 |
|            | 隔地            | 至急扱 | 950 円 |                   |                     |       |
|            |               | 普通扱 | 860 円 |                   |                     |       |

### 2. 代金取立手数料の改定日

令和 4 年 11 月 4 日(金)

### 3. 小切手帳・約束手形帳発行手数料 (消費税込)

| 種類   |                 | 改定前     | 改定後      |
|------|-----------------|---------|----------|
| 当座預金 | 小切手帳 1 冊(50 枚)  | 5,500 円 | 11,000 円 |
|      | 約束手形帳 1 冊(50 枚) | 5,500 円 | 11,000 円 |

### 4. 小切手帳・約束手形帳発行手数料の改定日

令和 5 年 1 月 4 日(水)

以上

# 「電子交換所」 設立のご案内について

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を 2022 年 11 月に設立いたします。

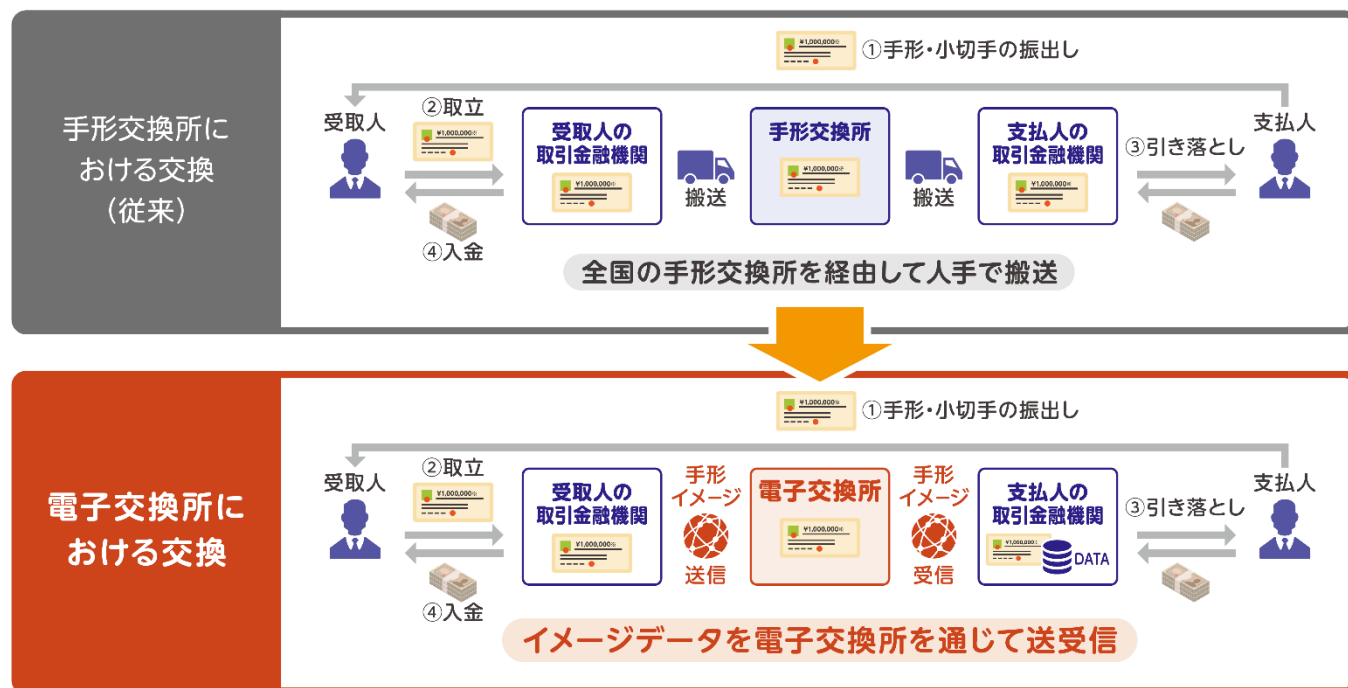
なお、手形・小切手の発行や取立依頼にかかるお手続きについては、変更はありません。

また、現在ご利用されている手形・小切手用紙につきましても、引き続きご利用いただくことが可能です。

## 1. 電子交換所について

今までは人手を介して現物を搬送していた手形・小切手は、電子交換所の設立により、金融機関間のイメージデータの送受信により行われるようになります。

なお、電子交換所の設立に伴い、全国各地に設立されていた手形交換所は廃止となり、原則として全ての手形・小切手が電子交換所を通じて、交換されることとなります。



(一般社団法人全国銀行協作成『「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

## 2. 電子交換所設立に伴う変更点

### (1) 手形・小切手の保管期限

手形・小切手の現物は、お支払い後、受取人の取引金融機関（取立金融機関）で 3 か月間保管されます。

偽造・変造が疑われる場合などは、速やかにご連絡ください。

### (2) 当座勘定規定の変更ならびに取立手数料の改定

当信用組合では、電子交換所の設立に伴い、当座勘定規定の変更ならびに取立手数料の改定を予定しております。詳細につきましては、11 月 4 日以降に当信用組合ホームページをご確認ください。

<https://www.osaka-kyoei.co.jp/>

### 3. 手形・小切手への記入時の注意点

電子交換所では、スキャナ等から手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データに変換して金融機関間で送受信を行います。券面の情報を正しく読み取るため、以下の事項にご注意のうえ、記入を行ってください。

#### (1) 手形券面へのメモ書き禁止

手形券面の余白等にメモ書きは行わないでください。

#### (2) 金額欄への捺印禁止

手形券面の金額欄、信用組合名に重なるように捺印を行わないでください。

#### (3) 金額の記入方法

- ① アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合
  - ・必ずチェックライターを利用してください。
  - ・金額の頭部「¥」、その終わりに「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
  - ・チェックライターのインクが薄い場合、金額が読み取れないことがあります。濃い文字で印字されるようにインクをご確認ください。
- ② 漢数字でご記入の場合
  - ・文字の間をつめ、下表の漢数字のみを使用してください。

|     | 1 |   |   | 2 |   |    |   | 3   |   | 4 |       |   | 5      |   | 6 |   | 7 |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|----|---|-----|---|---|-------|---|--------|---|---|---|---|---|---|
| 漢数字 | 壹 | 弍 | 弍 | 弍 | 貳 | 貳  | 貳 | 参   | 参 | 四 | 泗     | 肆 | 五      | 伍 | 六 | 陸 | 七 | 漆 | 質 |
|     | 8 |   |   | 9 |   | 10 |   | 100 |   |   | 1,000 |   | 10,000 |   |   |   |   |   |   |
| 漢数字 | 八 | 捌 | 九 | 玖 | 拾 | 什  | 百 | 陌   | 佰 | 千 | 仟     | 阡 | 万      | 萬 |   |   |   |   |   |

- ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」、または「円也」を記入してください。

#### (4) 記載事項の訂正

- ・金額を誤記した場合は、訂正を行わず新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ・金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、捺印が金額欄、信用組合名に重ならないようにしてください。

### 4. 紙の手形・小切手から振込手続き等への移行をご検討ください。

金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら、2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

お客さまにおかれましても、振込手続き等への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。